

議員政治倫理条例の構成 ①新潟県内の市議会

R4. 8. 2 議会改革調査特別委員会資料

	新潟県柏崎市議会議員倫理条例	見附市議会議員政治倫理条例	妙高市議会議員政治倫理条例	佐渡市議会議員政治倫理条例
項目	H25.4.1施行 議員定数26人、人口79,521人 (R4.6.30現在)	H26.9.24施行 議員定数17人、人口39,215人 (R4.7.1現在)	H20.7.1施行 議員定数18人、人口30,467人 (R4.6.30現在)	R2.4.28施行 議員定数22人、人口51,159人 (R4.6.30現在)
前文	<p>柏崎市議会が目指している市民参加と開かれた議会は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。</p> <p>柏崎市議会議員は、市民から正当に選挙された者として、全ての市民の包括的な利益を最優先としなければならない。</p> <p>そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な議員倫理基準に基づき、誇りと自信を持って市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。</p> <p>ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。</p>	<p>見附市議会が目指す市民参加による開かれた議会づくりは、議員と市民とのゆるぎない相互の信頼関係があって初めて成り立つものである。そのため、議員は選挙により選ばれた公職者としての高い倫理観と深い見識により、議員倫理基準に基づいた行動と説明責任を果たしてゆくことが必要である。ここに議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。</p>	なし	なし
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき事項について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、見附市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理の基本事項を定めることにより、市民の代表者たる議員の政治倫理の確立を図り、見附市議会(以下「議会」という。)が市民に信頼され、開かれた議会となることを推進し、健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市議会議員(以下「議員」という。)が市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、その信託にこたえるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、佐渡市議会議員(以下「議員」という。)が市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、その信託にこたえるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
責務	<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する議員倫理基準を遵守して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚して自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、法令、条例等を遵守して行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、公正な職務を妨げるいかなる不当な働きかけにも屈してはならない。</p> <p>3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、事実関係と責任を明らかにしなければならない。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、主権者として公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚し、市政並びに議会及び議員に対して関心を持つよう努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の代表者として、法を遵守し、市政にかかわる自らの役割と責務を自覚するとともに自ら研鑽を積み、良心及び責任をもって政治活動を行わなければならない。</p> <p>2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら深い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の代表者として、法を遵守し、市政にかかわる自らの役割と責務を自覚するとともに倫理の向上に努め、良心及び責任をもって政治活動を行わなければならない。</p> <p>2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら深い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>

	新潟県柏崎市議会議員倫理条例	見附市議会議員政治倫理条例	妙高市議会議員政治倫理条例	佐渡市議会議員政治倫理条例
項目	H25.4.1施行 議員定数26人、人口79,521人（R4.6.30現在）	H26.9.24施行 議員定数17人、人口39,215人（R4.7.1現在）	H20.7.1施行 議員定数18人、人口30,467人（R4.6.30現在）	R2.4.28施行 議員定数22人、人口51,159人（R4.6.30現在）
政治倫理基準 ※①	<p>(議員倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）など公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令（条例及び規則等を含む。）のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと、及びその権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(2) 市（市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第6条において同じ。）の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約及び指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをし、妨害し、又は排除する等の働きかけをしないこと。</p> <p>(3) 市の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</p> <p>(4) 市の職員の採用、昇格又は異動に関して、紹介又は推薦をしないこと。</p> <p>(5) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(6) 柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為を行わないこと。</p> <p>(議員の要請等に対する記録)</p> <p>第5条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。</p>	<p>(議員倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる議員倫理基準を守らなければならない。</p> <p>(1) 法令、条例等を遵守し、議会の名誉及び品位を損ない、市民の信頼を失うような行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の利益と、市政の健全な発展のために行動するものとし、その地位を利用して不当に金品等の授受をしないこと。</p> <p>(3) 市及び市が出資している法人(以下「市等」という。)が行う許可若しくは認可又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために不当に有利又は不利な取り計らいをするよう働きかけないこと。</p> <p>(4) 市職員の採用、昇任、異動等の人事に不当に介入しないこと。</p> <p>(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(6) 自らが実質的に経営に関与する企業と市との間で締結する工事等の請負契約、業務委託契約、一般物品納入契約その他の契約に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めること。</p> <p>(7) 発言又は情報発信をする際には、議員としての公平性及び品位を保ち、特定の個人、団体、法人等の名誉を毀損しないよう配慮すること。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を守らなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取扱いされるよう措置すること。</p> <p>(4) 議員が行う寄附及びあいさつ状の頒布について公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。</p> <p>(5) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「市等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(6) 市の職員（臨時職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を守らなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 常に人格の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関して、法人その他団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取扱いされるよう措置すること。</p> <p>(4) 議員が行う寄附及び挨拶状の頒布について公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定を遵守すること。</p> <p>(5) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(以下「市等」という。)が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約(以下「請負契約等」という。)に関して特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(6) 市の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。</p>

	新潟県柏崎市議会議員倫理条例	見附市議会議員政治倫理条例	妙高市議会議員政治倫理条例	佐渡市議会議員政治倫理条例
項目	H25.4.1施行 議員定数26人、人口79,521人（R4.6.30現在）	H26.9.24施行 議員定数17人、人口39,215人（R4.7.1現在）	H20.7.1施行 議員定数18人、人口30,467人（R4.6.30現在）	R2.4.28施行 議員定数22人、人口51,159人（R4.6.30現在）
兼業禁止関係	<p>（市の許認可が必要な事業を営む法人等の代表者等就任の届出）</p> <p>第6条 議員は、市の許認可が必要な事業を営む法人その他の団体又は市から補助金等の交付を受け、若しくは受けようとする法人その他の団体の代表者又は役員に就任したときは、その就任の日から30日以内に、その事実を証する資料を添付して議長にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも、同様とする。</p> <p>（公共事業等の請負契約等及び指定管理者の指定における自粛の要請）</p> <p>第7条 議員は、市が行う公共事業等の請負契約等又は指定管理者の指定について、議員の配偶者若しくは2親等内の血族又は同居親族が経営する企業に対し、地方自治法第92条の2に規定する趣旨を尊重し、それらの自粛を求めるよう努めるものとする。ただし、災害等により緊急を要する場合は、この限りでない。</p>		<p>（請負契約等に関する遵守事項）</p> <p>第4条 次に掲げる者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。</p> <p>(1) 議員、議員の配偶者又は一親等の親族 (2) 前号に規定する者が経営し、又は役員に就いている法人</p>	<p>（補助等を受けている団体の長への就任）</p> <p>第4条 議員は、市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長及びその職を代理する者(以下「団体の代表者等」という。)に就任しないこと。</p> <p>2 議員は、やむを得ない事情により、前項に規定する団体の代表者等に就任しようとするときは、速やかに議長にその旨を届け出なくてはならない。この場合において、団体の代表者等を辞任しようとするときも同様とする。</p> <p>（請負契約等に関する遵守事項）</p> <p>第5条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定に関する遵守事項）</p> <p>第6条 議員は、自らが取締役等をしている法人等が、法第244条の2第3項に規定する指定管理者に指定されたときは、当該法人の取締役等を辞任しなければならない。</p>
※②請負等の制限				
審査の請求	<p>（審査請求の手続）</p> <p>第8条 市民又は議員は、議員に第4条に規定する議員倫理基準に違反する事実（以下「議員倫理基準違反」という。）があると認めるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては柏崎市議会議員の選挙権を有する者の50人以上の者の連署、議員にあっては議員定数の12分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、議員倫理基準違反の事実確認の審査を請求することができる。この場合において、代表者は、柏崎市議会議員の選挙権を有する者又は議員に対し、署名をし印を押すことを求めなければならない。</p> <p>2 前項の連署のため署名を収集しようとする者は、あらかじめ同項の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）の内容を定め、議長に届け出なければならない。この場合において、署名収集の開始後は、当該審査請求の内容を変更してはならない。</p> <p>3 署名の収集は、前項の規定による議長への届出の日から30日以内に行わなければならない。</p> <p>4 地方自治法第80条第4項で準用する同法第74条第7項の規定の例により、同項で定める期間は、署名を求めることができない。</p> <p>5 審査請求は、第3項に定める署名収集期間が終了する日の翌日から起算して5日を経過する日までに行わなければならない。</p> <p>6 審査請求をするに当たっては、議員に議員倫理基準違反があると認めるに足る根拠に基づき、誠実に行うよう努めなければならない。</p> <p>7 審査請求は、議員倫理基準違反があった日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>8 議長は、市民から審査請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に連署した者が柏崎市議会議員の選挙権を有しているかどうかの確認を求めるものとする。</p>	<p>（審査の請求）</p> <p>第5条 市民又は議員は、議員が前条の議員倫理基準に違反した疑いがあるときは、これを証する書面を添付して、市民にあっては地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の200分の1以上の者の連署を、議員にあっては3人以上の者の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、市民又は議員は、当該請求の代表者(以下「審査請求代表者」という。)1人を定めるものとする。</p> <p>2 議長は、前項の審査の請求があったときは、請求の事由、連署の数、議員倫理基準に違反した疑いのあることを証する書面の添付その他の前項に規定する要件を備えた適正な請求であることを確認するものとする。この場合において、議長は、請求の内容に不備があると認めるときは、請求をした者に補正を求めることができる。</p> <p>3 議長は、第1項の審査の請求が同項に規定する請求の要件を備えておらず、前項後段の補正がなされないときは、当該審査の請求を却下するものとする。</p>	<p>（調査の請求）</p> <p>第5条 市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の6分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の調査（以下「調査」という。）を請求することができる。</p>	<p>（審査の請求）</p> <p>第7条 議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、複数の会派(会派に属さない議員は、それぞれの会派とみなす。)の3人以上の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査(以下「審査」という。)を請求することができる。</p>
※④住民の調査請求				

	新潟県柏崎市議会議員倫理条例	見附市議会議員政治倫理条例	妙高市議会議員政治倫理条例	佐渡市議会議員政治倫理条例
項目	H25.4.1施行 議員定数26人、人口79,521人（R4.6.30現在）	H26.9.24施行 議員定数17人、人口39,215人（R4.7.1現在）	H20.7.1施行 議員定数18人、人口30,467人（R4.6.30現在）	R2.4.28施行 議員定数22人、人口51,159人（R4.6.30現在）
審査会の設置	(議員倫理審査会の設置等) 第9条 議長は、審査請求を受理したときは、これを審査するため、議会に柏崎市議会議員倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その事案について審査を付託するものとする。 2 審査会の委員定数は8人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となっている議員（以下「被請求議員」という。）及び審査請求をした議員は、委員となることができない。 3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(審査会の設置等) 第6条 議長は、審査の請求を受けたときは、これを審査するため、議会に見附市議会議員倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、その事案について審査を付託するものとする。 2 審査会の委員定数は、7人以内とし、議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)及び議長並びに審査の請求をした議員(以下「請求議員」という。)は、委員となることができない。 3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査を終了し、その結果を議会に報告し、議員倫理基準に違反する行為の存否の確認及び必要な措置が議決される日までとする。 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	(政治倫理調査特別委員会の設置等) 第6条 議長は、前条の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）があったときは、政治倫理調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置し、当該調査を付託しなければならない。 2 特別委員会の委員（以下「委員」という。）は、8人とする。 3 委員の任期は、調査が終了するまでとする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(政治倫理審査会の設置等) 第8条 議長は、前条の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)があったときは、政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該審査を付託しなければならない。 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、議員をもって構成し、定数は10人以内とする。 3 委員の任期は、審査が終了するまでとする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
※ ⑤ 政治倫理審査会	(議員倫理審査会の職務等) 第10条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該審査請求の適否を確認した上で、当該審査請求に係る議員倫理基準違反について審査を行う。この場合において、審査会は、審査請求が適当でないと認めるときは、これを審査しないものとし、理由を付して、その旨を文書で議長に報告する。 2 審査会は、前項の審査を行うため、被請求議員、審査請求した者及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。 3 審査会は、第1項の審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。 4 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 6 審査会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得たときは、これを公開することができる。	(審査会の職務及び対象議員の責務) 第7条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該審査の請求の適否、当該審査の請求に係る議員倫理基準に違反する行為の存否及び必要な措置の種類について審査を行う。 2 審査会は、委員長が招集し、委員定数の3分の2以上の委員の出席がなければこれを開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 審査会の会議は公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができる。 5 審査会は、審査の請求をした市民又は議員、対象議員その他関係者に対し事情聴取及び資料の提供を要求し、その他審査に必要な調査を行うことができる。 6 対象議員は、前項の調査に対し、誠意をもって応対し、資料の提出、審査会への出席等の要請に応じなければならない。また、事実の解明に協力しなければならない。 7 審査会は、第1項の審査を行うため、専門的知識を有する者に参考人として出席を求め、意見を聴くことができる。 8 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えるものとする。 9 対象議員が審査会の資料提出又は出席の要請を拒否したとき、又は虚偽の内容を陳述したときは、審査会は、その旨を議長及び議会に報告しなければならない。この場合において議長は、その旨を公表し、その他必要な措置を講ずることができる。 10 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。	(特別委員会の職務及び権限) 第7条 特別委員会は、付託された調査を行うため、当該調査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。 2 特別委員会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。 3 特別委員会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、必要な措置を講ずるものとする。 4 特別委員会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。	(審査会の職務及び権限) 第9条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。 2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。 3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による審査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、必要な措置を講ずるものとする。 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
審査会の審査	(被請求議員の協力義務及び弁明) 第11条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。 2 被請求議員は、審査会において口頭又は書面において弁明することができる。 3 審査会は、被請求議員が第1項に規定する資料の提出若しくは出席の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を議長及び議会に報告する。			
審査結果	(審査結果の報告) 第12条 審査会は、審査会を設置した日から90日以内に、付託された事案の審査を終え、議長に審査結果を文書で報告しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に議会に報告するとともに、議会に付議すべき事件に定める。	(審査結果の報告) 第8条 審査会は、審査会を設置した日から90日以内に、審査を終え、議長に審査結果を文書で報告しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日以降最初に開催される定例会において議会に報告するとともに、議会に付議すべき事件に定める。	(特別委員会の調査結果) 第8条 特別委員会は、議長が調査請求を受けた日から90日以内に、付託された調査を終え、議長に対してその調査結果及び意見を文書で報告しなければならない。 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを調査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。	(審査会の調査結果) 第10条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から60日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果及び意見を文書で報告しなければならない。 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

	新潟県柏崎市議会議員倫理条例	見附市議会議員政治倫理条例	妙高市議会議員政治倫理条例	佐渡市議会議員政治倫理条例
項目	H25.4.1施行 議員定数26人、人口79,521人（R4.6.30現在）	H26.9.24施行 議員定数17人、人口39,215人（R4.7.1現在）	H20.7.1施行 議員定数18人、人口30,467人（R4.6.30現在）	R2.4.28施行 議員定数22人、人口51,159人（R4.6.30現在）
審査後の対応 ※ ⑥ 問責制度	<p>(議会の職務及び措置)</p> <p>第13条 議会は、議員倫理基準違反の存否を確認しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定により付議された事件の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）は、議会の同意を得て、会議に出席し、弁明することができる。</p> <p>3 議会は、第1項の規定により議員倫理基準違反があると確認した場合においては、対象議員に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長による厳重注意 (2) 陳謝文の提出及び議場での朗読 (3) 議会役職の辞任勧告 (4) 議員辞職勧告</p> <p>5 議会は、第1項の規定により議員倫理基準違反がないと確認した場合においては、対象議員の名誉回復のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 議長は、第3項及び前項の議決があったときは、その内容を第8条第1項の規定により審査請求をした市民又は議員の代表者に通知するとともに、公表するものとする。</p> <p>7 議長は、第3項及び第5項の規定による確認があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(議会の職務及び措置)</p> <p>第9条 議会は、審査会の報告を受けたときは、議員倫理基準に違反する行為(以下「議員倫理基準違反」という。)の存否を確認しなければならない。</p> <p>2 対象議員は、議会の同意を得て、会議に出席し、弁明することができる。</p> <p>3 議会は、議員倫理基準違反があると確認した場合においては、対象議員に対し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 厳重注意又は警告 (2) 陳謝文の提出及び議場での朗読 (3) 議会役職の辞任勧告 (4) 議員辞職勧告</p> <p>(5) その他必要と認められる措置</p> <p>5 議会は、議員倫理基準違反がないと確認した場合においては、対象議員の名誉回復のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 議長は、第3項及び前項の議決があったときは、その内容を審査請求代表者及び対象議員に通知するとともに、公表するものとする。</p> <p>7 議長は、第3項及び第5項の規定による確認があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第10条 議長及び審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職又は議員の職を退いた後も同様とする。</p>	<p>(調査結果の尊重)</p> <p>第9条 議長は、特別委員会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(議員及び議会の措置)</p> <p>第10条 対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p> <p>(議員及び議会の措置)</p> <p>第12条 対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p> <p>(検証及び見直し)</p> <p>第14条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。</p> <p>2 議会は、この条例施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(調査結果の尊重)</p> <p>第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(議員及び議会の措置)</p> <p>第12条 対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p> <p>(検証及び見直し)</p> <p>第14条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。</p> <p>2 議会は、この条例施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。</p>
代行	<p>(職務の代行)</p> <p>第15条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは議会運営委員長が、この条例で規定する議長の職務を行うものとする。</p>	—	<p>(議長職務の代行)</p> <p>第11条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。</p>	<p>(議長職務の代行)</p> <p>第13条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。</p>
準用、委任等	<p>(条例の改正)</p> <p>第14条 議会は、この条例について社会情勢の変化等により改正の必要が生じたときは、速やかに改正しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>

議員政治倫理条例の構成 ②新潟県外の市議会

R4. 8. 2 議会改革調査特別委員会資料

	酒田市議会議員政治倫理条例	庄内町議会議員政治倫理条例	長井市議会議員政治倫理条例	宇和島市議会政治倫理条例
項目	H23.4.1施行 議員定数25人、人口97,950人 (R4.6.30現在)	H24.7.1施行 議員定数14人、人口20,077人 (R4.6.30現在)	H27.4.1施行 議員定数16人、人口25,519人 (R4.6.30現在)	令和3.4.1施行 議員定数24人、人口70,626人 (R4.7.1現在)
前文	なし	なし	なし	なし
目的	(目的) 第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)等を定めることにより、高い倫理観を持ち、市民の信頼にこたえて、公正で民主的な市政の進展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、庄内町議会議員(以下「議員」という。)が、庄内町議会基本条例(平成20年庄内町条例第1号)の理念に基づき、町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)等を定めることにより、高い倫理観を持ち、町民の信頼にこたえて、開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その負託に応えるため、市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理意識の向上及び確立に努め、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、宇和島市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実にその職務を行うことを促し、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
責務	(議員の責務) 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性と自らの役割を自覚し、法令はもとより、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。 2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれたときは、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。	(議員の責務) 第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理観と自らの役割を自覚し、法令はもとより、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。 2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれたときは、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。	(議員の責務) 第2条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、市民の信頼に応えられる高い倫理性を持つとともに、自ら研さんを積み、責任を持って政治活動を行わなければならない。 3 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。	(議員及び市民の責務) 第2条 議員は、市民全体の奉仕者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めなければならない。 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その権限や地位に基づく影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。 3 議員は、その職に就任後速やかに議長にこの条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

	酒田市議会議員政治倫理条例	庄内町議会議員政治倫理条例	長井市議会議員政治倫理条例	宇和島市議会政治倫理条例
項目	H23.4.1施行 議員定数25人、人口97,950人（R4.6.30現在）	H24.7.1施行 議員定数14人、人口20,077人（R4.6.30現在）	H27.4.1施行 議員定数16人、人口25,519人（R4.6.30現在）	令和3.4.1施行 議員定数24人、人口70,626人（R4.7.1現在）
政治倫理基準	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。 (1) 議員の品位と名誉を損なう行為又は議会に対する市民の信頼を損なう行為をしないこと。 (2) 議員の権限又は地位を利用して不正と思われる行為をしないこと。 (3) 市の職員(臨時職員等を含む。以下同じ。)に対し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。 (4) 市の職員の採用、昇格、異動その他人事に関して推薦又は紹介をしないこと。	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。 (1) 議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する市民の信頼を損なう行為をしないこと。 (2) 議員の権限又は地位を利用して不正と思われる行為をしないこと。 (3) 町又は町が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは町の施設の指定管理者が行う許可、請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利又は不利な取り扱いをするような働きかけをしないこと。 (4) 町の一般職の職員に対し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。 (5) 町の一般職の職員の採用、昇格、異動その他人事に関して推薦又は紹介をしないこと。	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 常に市民全体の福祉の向上を目指して行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (2) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定、補助金の交付の決定又は請負その他の契約に関し、特定の個人、法人、団体等を推せんし、又は紹介するなどその地位を利用して、不正にその影響力を行使しないこと。 (3) その地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務の執行を妨げるような働きかけをしないこと。 (4) 市職員の採用に関し、特定の個人の紹介又は推薦をしないこと。 (5) 市から活動又は運営に対する補助、助成を受けている団体等の役員に就任しないこと。 (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (7) 前各号に定めるもののほか、市民の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為をしないこと。	(政治倫理規準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。 (2) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市及び市が関係する団体(以下「市等」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。 (4) 市職員等の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。 (5) 市等が行う許可、認可、請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主から政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その後援団体についても政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。 (6) 市職員等の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人を推薦し、又はこれらの人事に介入しないこと。 (7) 暴力団等反社会的勢力を利用しない、暴力団等反社会的勢力に利用されない、又は暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。 (8) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (9) 市から活動及び運営に対する補助並びに助成を受けている団体等(以下「団体等」という。)の役員に就任することは妨げないが、その地位による影響力を不正に行使しないこと。ただし、団体等の長については、就任しないように努めること。 2 議員は、政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑をもたれ、政治的又は道義的な批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明するよう努めなければならない。
※①	政治倫理基準			

	酒田市議会議員政治倫理条例	庄内町議会議員政治倫理条例	長井市議会議員政治倫理条例	宇和島市議会政治倫理条例
項目	H23.4.1施行 議員定数25人、人口97,950人 (R4.6.30現在)	H24.7.1施行 議員定数14人、人口20,077人 (R4.6.30現在)	H27.4.1施行 議員定数16人、人口25,519人 (R4.6.30現在)	令和3.4.1施行 議員定数24人、人口70,626人 (R4.7.1現在)
兼業禁止関係	(役員就任の制限) 第4条 議員は、市から補助金、交付金、助成金その他相当の反対給付を必要としない給付金を受け、又は市の業務の委託を受けている法人その他団体の無限責任社員、取締役、執行役員しくは監査役又はこれらに準ずる者にならないよう努めるものとする。	(代表就任の制約) 第4条 議員は、町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の代表(以下「団体の代表」という。)に就任しないよう努めるものとする。 2 新たに選挙された議員で、団体の代表に就任しているものは、速やかにその旨を報告するものとする。	(請負契約の辞退) 第4条 議員は、個人が役員をなす法人等が請負をすること等の禁止を定めた地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、議員が役員と同程度の執行力及び責任を有する法人等は、市等が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)の入札に参加することができない。また、これらの契約を随意契約によることもできない。 2 前項の規定の適用については、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。	(請負契約の辞退) 第4条 議員は、個人が役員をなす法人等が請負をすること等の禁止を定めた地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、議員が役員と同程度の執行力及び責任を有する法人等は、市等が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)の入札に参加することができない。また、これらの契約を随意契約によることもできない。 2 前項の規定の適用については、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。
※②請負等の制限			(請負辞退の範囲等) 第5条 前条の適用に当たっては、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 議員の配偶者及び同居の親族が経営する法人等 (2) 議員の2親等以内の親族が経営し、かつ、議員が年額120万円以上の報酬(住宅、自動車その他の便宜供与を含む。以下この項において同じ。)を受けている法人等 (3) 議員が現に、1/3以上の株式等を有している法人等 2 前項の規定に該当する法人等がある議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係企業の請負契約等の辞退届を提出させるよう努めなければならない。 3 議員は、第1項に規定する法人等がある場合は、議長に兼業報告書を提出し、1年に1度市広報・宇和島市議会のホームページ等への掲載により公表する。	
審査の請求	(審査の請求) 第5条 議員は、他の議員が政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは、議員定数の8分の1以上の議員の連名で、疑うに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる。 2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条から第9条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。	(審査の請求) 第5条 議員は、他の議員が政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは、3人以上の議員の連名で、疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる。 2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条から第9条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。	(審査請求の手続き) 第4条 議員が前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者から、政治倫理基準違反の事実を証する書面を添えて、市議会議長(以下「議長」という。)に審査を請求することができる。 2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条、第6条、第8条及び第9条の規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。	(審査請求) 第7条 議員について第3条第1項又は第4条第1項の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては3人以上の議員の連署をもって、違反する疑いがあることを証する資料を添付して、審査請求書により議長に審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。 2 前項の議員の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。
※④住民の調査請求				

	酒田市議会議員政治倫理条例	庄内町議会議員政治倫理条例	長井市議会議員政治倫理条例	宇和島市議会政治倫理条例
項目	H23.4.1施行 議員定数25人、人口97,950人（R4.6.30現在）	H24.7.1施行 議員定数14人、人口20,077人（R4.6.30現在）	H27.4.1施行 議員定数16人、人口25,519人（R4.6.30現在）	令和3.4.1施行 議員定数24人、人口70,626人（R4.7.1現在）
審査会の設置	(審査会の設置等) 第6条 議長は、前条の規定により審査の請求があったときは、議会運営委員会に諮り、議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。 2 審査会の委員は5人以内とし、審査を請求した議員(以下「請求議員」という。)及び審査の対象となる議員(以下「被請求議員」という。)を除き、議長が、議会運営委員会に諮り、議員の中から選任する。 3 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 4 審査会の委員の任期は、次条第5項の規定により審査会が請求のあった審査の結果を議長に報告したときまでとする。	(審査会の設置等) 第6条 議長は、前条の規定により審査の請求があったときは、議会運営委員会に諮り、庄内町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。 2 審査会の委員は、5人以内とし、審査を請求した議員(以下「請求議員」という。)及び審査の対象となる議員(以下「被請求議員」という。)を除き、議長が、議会運営委員会に諮り、議員の中から選任する。 3 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。 4 審査会の委員の任期は、次条第6項の規定により審査会が審査の結果を議長に報告したときまでとする。	(政治倫理審査会の設置) 第5条 議長は、前条の審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、審査請求が適当と認められたときは、長井市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、その審査を求めるものとする。 2 審査会の委員の定数は、6人とし、議長が議会運営委員会に諮って議員の中から選任する。 3 前条の審査請求をした議員(以下「審査請求者」という。)及び審査の対象となった議員は、審査会の委員となることができない。 4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときに解任されるものとする。 5 審査会の委員は、審査の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	(政治倫理審査会の設置) 第6条 政治倫理の確立のため、宇和島市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)置く。 2 審査会の委員は、有識者の8人以内とし、議長が議会運営委員会に諮って任命する。 3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 4 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
※ ⑤ 政治倫理審査会	(審査会の審査等) 第7条 審査会は、審査の請求の適否及び政治倫理基準に反する行為の存否を審査する。 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 審査会は、審査を行うに当たり、請求議員、被請求議員及び関係者に対し、聴取り等の必要な調査を行うことができる。 4 審査会は、被請求議員に弁明の機会を与えなければならない。 5 審査会は、審査の結果を議長に報告するものとする。 6 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。	(審査会の審査等) 第7条 審査会は、審査の請求の適否及び政治倫理基準に反する行為の存否を審査する。 2 審査会は、委員長が招集する。 3 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 4 審査会は、審査を行うに当たり、請求議員、被請求議員及び関係者に対し、聴取り等の必要な調査を行うことができる。 5 審査会は、被請求議員に弁明の機会を与えなければならない。 6 審査会は、審査の結果を議長に報告するものとする。 7 審査会の会議は、公開することを原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。	(政治倫理基準違反の審査) 第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否を審査会の審査に付するものとする。 2 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し必要な資料の提出又は出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。 3 審査会は、市長その他の執行機関に対し、この条例の適切な運用を図るため必要な協力を求めることができる。 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。 (審査請求の対象となった議員の協力義務) 第7条 審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して事情聴取に応じ、若しくは意見を述べなければならない。	(審査会の審査) 第8条 審査会は、審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び政治倫理規準等に違反すると認められるか否かについて審査する。 2 審査会が審査請求者及び審査対象議員に対して、会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求めたとき、審査請求者及び審査対象議員はこれに従い、かつ、誠実に応える義務を負う。 3 審査会は、審査が終了したときは、速やかに審査の結果を報告書により議長に報告する。 4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、その審査結果を請求者に前項の報告書の写しを添付し、通知するとともに、全議員に報告し、宇和島市議会のホームページ等への掲載により公表する。 (資産報告書等の提出義務) 第10条 審査会は、審査のため必要があるときは、審査対象議員に対し、資産報告書等の提出を求めることができる。 2 審査会は、前項の規定による資産報告書等の提出があった場合において、審査会が必要と認めるときは、これを公表することができる。 (釈明の機会の保障) 第11条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。
審査会の審査	(審査結果の報告及び公表) 第8条 議長は、前条第5項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、請求議員及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に、審査の結果に対する弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を議長に提出することができる。 3 議長は、前条第5項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、その概要を公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。	(審査結果の通知、弁明及び公表) 第8条 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、請求議員及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に、審査の結果に対する弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を議長に提出することができる。 3 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、その概要を庄内町議会広報紙及び庄内町議会ホームページに掲載し公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。	(審査結果の報告等) 第8条 審査会は、第6条第1項の規定により議長が審査に付した日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。 2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、審査請求者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。	—
審査結果	(審査結果の報告及び公表) 第8条 議長は、前条第5項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、請求議員及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に、審査の結果に対する弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を議長に提出することができる。 3 議長は、前条第5項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、その概要を公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。	(審査結果の通知、弁明及び公表) 第8条 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、請求議員及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に、審査の結果に対する弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を議長に提出することができる。 3 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、その概要を庄内町議会広報紙及び庄内町議会ホームページに掲載し公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。	(審査結果の報告等) 第8条 審査会は、第6条第1項の規定により議長が審査に付した日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。 2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、審査請求者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。	—

	酒田市議会議員政治倫理条例	庄内町議会議員政治倫理条例	長井市議会議員政治倫理条例	宇和島市議会政治倫理条例
項目	H23.4.1施行 議員定数25人、人口97,950人（R4.6.30現在）	H24.7.1施行 議員定数14人、人口20,077人（R4.6.30現在）	H27.4.1施行 議員定数16人、人口25,519人（R4.6.30現在）	令和3.4.1施行 議員定数24人、人口70,626人（R4.7.1現在）
審査後の対応 ※ ⑥ 問 責 制 度	<p>(審査結果の措置及び公表)</p> <p>第9条 議長は、審査の結果を受け、政治倫理基準に反する行為をしたと認められる議員に対して、議会の品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 議員の辞職勧告を行うこと。 (2) 議会の役職の辞任勧告を行うこと。 (3) 一定期間の出席自粛勧告を行うこと。 (4) この条例の規定を遵守させるための警告を行うこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。</p> <p>2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、その概要を公表するものとする。</p>	<p>(審査結果の措置及び公表)</p> <p>第9条 議長は、審査の結果を受け、政治倫理基準に反する行為をしたと認められる議員に対して、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 議員の辞職勧告を行うこと。 (2) 議会の役職の辞任勧告を行うこと。 (3) 一定期間の出席自粛勧告を行うこと。 (4) この条例の規定を遵守させるための警告を行うこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。</p> <p>2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、その要旨を庄内町議会広報紙及び庄内町議会ホームページに掲載し公表するものとする。</p>	<p>(審査結果の措置)</p> <p>第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り必要と認められる措置を講ずるものとする。</p> <p>2 議長は、前項の規定による措置を講じたときは、審査請求者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。</p>	<p>(政治倫理規程違反の措置)</p> <p>第9条 審査会は、審査対象議員が政治倫理規程に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>(1) 戒告 (2) 陳謝の勧告 (3) 議会内での役職辞任の勧告 (4) 一定期間の出席自粛の勧告 (5) 辞職の勧告 (6) その他必要と認める措置</p> <p>(信頼回復のための措置)</p> <p>第12条 審査対象議員は、審査報告書において、当該議員の行為が政治倫理規程に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、当該議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するための必要な措置を講ずるものとする。</p>
代行	—	—	—	—
準用、委任等	<p>(準用)</p> <p>第10条 第6条及び第7条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、酒田市議会委員会条例(平成17年条例第217号)及び酒田市議会会議規則(平成17年議会規則第1号)の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(準用)</p> <p>第10条 第6条及び第7条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、庄内町議会委員会条例(平成17年庄内町条例第164号)及び議会が別に定めるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>